

# 福祉民生常任委員会会議録

平成22年6月28日

北 見 市 議 会

午前 9時59分 開 議

○(桜田委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(井上次長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は8名、全員出席であります。

以上であります。

○(桜田委員長) 今定例会におきまして私ども福祉民生常任委員会に付託されました議案の審査を行うわけではありますが、審査につきましては配付されておりますレジュメに従い、順次行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休 憩

---

午前10時00分 再 開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、市民環境部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○(三田部長) おはようございます。まず、一昨日気温37度という猛暑の中でしたけれども、くるるん・きたみをけが人、病人を出すことなく無事開催できましたことをご報告申し上げます。

それでは、今定例会に提案しております議案第1号平成22年度北見市一般会計補正予算のうち、市民環境部関係分につきまして説明申し上げます。

まず、市民活動課所管の補正予算でございますけれども、本年7月にアルバータ州で開催されます北海道とカナダアルバータ州姉妹提携30周年記念事業に訪問団を派遣するため、姉妹友好都市交流推進費の増額補正をさせていただくものです。

また、環境課所管では、2011年7月24日からの地上デジタル化に伴い、山陰などの地形的な条件によりデジタル放送の受信が困難な地域に対する辺地共聴施設整備事業補助金について、また廃棄物対策課

所管では歳入としてレジ袋削減運動の還元としてご寄附をいただきましたので、環境事業費寄附金として計上いたしました。

詳細につきましては、それぞれ担当課長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○(近藤課長) おはようございます。それでは、市民活動課所管の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。補正予算説明書では11、12ページ、委員会資料では1、2ページでございます。

北海道とカナダアルバータ州は、本年姉妹提携30周年を迎えます。北海道では、これを記念して高橋知事を代表とする訪問団を組織し、7月13日と14日の両日、アルバータ州ストーン・プレイン町において開催されますアルバータ州政府主催行事、アルバータ州・北海道姉妹都市会議などの記念事業に参加する予定となっております。この記念事業の実施に当たり、北海道からアルバータ州内の自治体と北海道内の自治体の間において姉妹都市提携を締結している自治体に対して訪問団への参加要請があったところです。当市では、合併前の旧常呂町とアルバータ州バーヘッド町が1991年、平成3年に姉妹提携を行っておりましたが、合併後におきましても常呂高校生徒の派遣事業やバーヘッド町からの訪問団の受け入れなど交流を深めてきたところです。こうしたことから、北海道の訪問団に当市から3名参加することとし、30周年記念事業に参加するとともに、あわせてバーヘッド町を訪問し、交流を深めるため、訪問団参加に係る旅費及び通訳等の所要経費を補正計上したところでございます。

なお、当初予算で概算の旅費を計上させていただいたところですが、北海道とアルバータ州との間で協議されておりました記念事業の日程や全体スケジュール、また訪問団の編成の関係で補正予算を計上させていただいたところです。また、2011年には当市とバーヘッド町との姉妹都市提携が20周年を迎えます。バーヘッド町からは、これを記念して明年8月中旬に当市を訪問したいという連絡をいただい

いるところがございますので、バーヘッド町を訪問するこの機会に相手方担当者との打ち合わせを行ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○（松崎課長） 続きまして、環境課所管に係る補正予算案につきまして、委員会資料に基づき補足説明をさせていただきます。資料3ページをごらん願います。

辺地共聴施設整備事業補助金として145万4,000円を補正計上させていただきました。その内訳は、資料4ページに図面とともにお示ししておりますが、地形的な状況によりテレビ放送の難視聴地域であり、共聴施設のデジタル化が未対応となっている開成、忠志、松山、日吉の4地区のNHK共聴組合に対し、6月9日開催の当常任委員会にご説明をさせていただきました北見市地上デジタル放送難視聴地域共同受信施設整備事業費補助金交付要綱に基づき、民放も視聴できるようにするため共聴施設の改修に係る事業費に対し、組合1世帯当たり7,000円の自己負担を条件に残りを市費で補助するものでございます。

以上でございます。

○（岩谷課長） 次に、廃棄物対策課所管の補正予算についてご説明申し上げます。委員会資料5ページをごらんいただきたいと思えます。

17款の寄附金でございますが、レジ袋削減に係る収益金を環境保全のためといたしまして本年4月に北見市職員福利厚生会様より2,575円、6月にイオン北海道株式会社様より15万2,813円のご寄附がございましたので、衛生費寄附金として歳入に計上させていただきます。以上でございます。

以上でございます。

○（桜田委員長） 補足説明が了しましたので、市民環境部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言を願います。

○（鐘水委員） 今説明があったこの難視聴対策の補助金のことですけれども、このほかに難視聴の箇所というのは、あるいは世帯数というのはあるの

すか。

○（松崎課長） 鐘水委員からご質問いただきました今回補正を予定させていただいている地域以外での難視聴地域でございますけれども、いわゆる新たに難視聴となる地域として市内では例えば北見自治区の北陽地域ですとか仁頃地域、それから留辺蘂自治区でいきますと平里地区、それから常呂自治区でいきますと福山地区、そういったところが今後難視聴地域になると言われております。そういった地域に対しましても現在国で詳細な調査をしていただきながら、世帯数をはっきりした段階で市といたしましても国の補助、それからNHKの補助と合わせましてこの市の補助等を上乗せする形で支援をしていきたいと考えております。現在6地区の新たな難視聴地域が想定されておまして、おおよそ現在で80世帯程度がそういう地域に該当すると考えられております。

以上でございます。

○（熊谷委員） 質問ではないですけれども、意見として、この前の福祉民生常任委員会でこの話がありましたけれども、やはり共聴組合の関係でもう既に処理済といいますか、対策、対応済のところと、これからでこの補助金を出すということの関係でいえば、どうしてもアンバランスというか不公平感というもの出てくると思う。だから、それぞれいろいろな事情があったり、その地域で希望があったりして早くに対応してしまったという部分もあると思うのですけれども、やはり基本的なことではいざいざどうしても不公平感というのはあると思うので、ここの対策もぜひ検討していただきたいということを意見として申し上げておきたいと思えます。

○（桜田委員長） 意見でよろしいですね。

○（熊谷委員） はい。

○（桜田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で市民環境部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時11分 再開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○(谷口部長) おはようございます。それでは、4月以降に予算の補正が必要になり、今定例会に提案いたしております保健福祉部所管の補正予算並びに条例の改正にかかわる専決処分のご報告につきまして、まず私からその主なものをご説明申し上げたいと思います。

初めに、議案第2号一般会計の補正予算についてですが、その主なものでございますが、民生費におきまして介護福祉課所管では、国の交付金を財源にグループホームが設置いたしますスプリングラー設置費、また道の交付金を財源に端野自治区に建設予定されております小規模特別養護老人ホーム建設費等、NPO法人が実施いたします高齢者・障がい者等の共生型福祉施設に対する建設費等、それぞれに対する補助金を補正計上いたしました。

次に、議案第5号介護保険特別会計では、介護保険利用料と医療費の市民負担の軽減を図る制度施行による保険給付費、高額医療合算介護サービス費、前年度介護給付費確定による精算金を補正計上したところでございます。

次に、補正予算関連で保護課所管では、平成19年4月、母子加算減額変更を不服として提訴され、ことし4月、本訴訟事件が終了したことに伴います応訴対策費として弁護士報酬の不足分を補正計上したところでございます。

次に、国保医療課所管では、議案第3号及び議案第4号として平成21年度の決算に伴う後期高齢者医療特別会計並びに老人保健特別会計について繰越金等の補正計上をいたしましたほか、報告第7号とし

て北見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてご報告をさせていただきたいと思っております。

次に、補正予算関連で子ども支援課所管の発達支援センター費では、通園児童の増加により狭隘化している子ども発達支援センターの移転改築に要する経費として子ども総合支援センター建設事業費を道補助金及び市債を財源に補正計上させていただきました。

それぞれ詳細等につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○(大栄課長) 介護福祉課所管にかかわります補正予算につきまして、配付させていただいております委員会資料に基づきまして補足説明させていただきます。

初めに、資料2ページをごらんいただきたく存じます。端野地区の小規模特別養護老人ホーム整備に地域密着型サービス施設整備事業費補助金1億5,274万4,000円、また4カ所のグループホームのスプリングラー整備に1,887万3,000円、合わせて1億7,161万7,000円を補正計上させていただいたものであります。

また、その下、共生型施設整備医療費補助金ですが、特定非営利活動法人が高齢者・障がい者、子供支援等のために施設整備補助金3,300万円について補正計上させていただいたものであります。

なお、本3事業はそれぞれの限度内において10分の10が国庫交付金、道交付金となるものであります。

続きまして、資料5ページをごらんいただきたく存じます。介護保険特別会計ですが、保険給付費、高額医療合算介護サービス等費であります。医療側の利用者負担額が積算されたことにより、6,100万円について補正計上させていただくものであります。

次に、下段の過年度精算金であります。前年度介護給付費の確定により国・道及び支払基金からの

交付金に償還金が生じたので、4,368万5,000円を補正計上するものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○(宇田川課長) それでは、保護課所管にかかわります補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。補正予算説明書では13から14ページとなりますが、引き続き委員会資料にて説明させていただきます。お手元の資料6ページをごらんいただきたいと存じます。

歳出、民生費、生活保護費、生活保護総務費のうち応訴対策費についてでございます。先ほど部長からもあったとおり、平成19年12月、生活保護費母子加算減額変更を不服として提起されていた生活保護変更決定取り消し訴訟が加算の復活もあり、訴えが取り下げられたために平成22年4月に終了したことによる費用の精算でございます。内容は、不要旅費の減額12万1,000円、また訴訟委任契約による弁護士報酬金42万円、これらを合わせまして29万9,000円を補正計上させていただいたものでございます。

以上で保護課所管にかかわる補正予算の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○(高畑課長) それでは、国保医療課所管の補正予算並びに北見市国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきましてご説明させていただきます。

初めに、後期高齢者医療特別会計につきまして委員会資料7ページ中段、歳出からご説明させていただきます。後期高齢者医療広域連合納付金では、平成21年度分保険料の4月及び5月に収納いたしました保険料を平成22年度会計から後期高齢者医療広域連合へ納付する繰越額の確定に伴い、1,073万6,000円を増額するものでございます。

次に、諸支出金、償還金では、繰り越し事業として平成21年度に実施いたしましたシステム改修に係る平成20年度高齢者医療制度円滑運営事業補助金の交付額の確定に伴い、過年度清算金として5万8,00

0円を計上するものでございます。

また、上段の歳入、繰越金につきましては歳出に関連し、それぞれ補正を行うものでございます。

次に、8ページ、老人保健特別会計の歳出からご説明させていただきます。下段、諸支出金、償還金では、過年度の老人医療給付費等の精算に伴い、支払基金並びに国・道の各負担金等の過年度精算金として合わせて1,273万9,000円を計上したところでございます。

また、上段の歳入につきましては、歳出に関連し、支払基金交付金、審査支払手数料交付金について過年度精算金として3,000円、繰入金、一般会計繰入金については過年度の老人医療給付費の精算に伴う市負担分として38万1,000円を減額し、繰越金、前年度繰越金については1,311万7,000円を計上したところでございます。

次に、委員会資料10ページをお開きください。北見市国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきましてご説明させていただきます。医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律が先月、5月12日に可決、成立し、関係政令とともに5月19日に公布されたことに伴い、平成21年度までの暫定措置であった国保財政基盤強化策が平成22年度から平成25年度まで継続されることとなり、条例で規定いたします一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例について4年間延長するとともに、関連する法律名などの所要の改正を行うものでございます。

次の10ページ中段から15ページにつきましては、今回の条例改正の新旧対照表でございますが、説明を省略させていただきます。

なお、本条例につきましては、施行期日を本年6月1日とする必要性から地方自治法第179条第1項の規定に基づき5月31日をもって専決処分し、公布いたしましたので、ご報告いたします。

以上で国保医療課所管の補正予算及び専決処分に係る補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく

お願いいたします。

○（赤間課長） 次に、子ども支援課所管にかかわります補正予算を委員会資料に基づき補足説明させていただきます。委員会資料9ページをごらんください。

9ページ下段の歳出、3日発達支援センター費では、子ども発達支援センターきらりの移転改築に要する経費であります。道からの補助金と合併特例債を財源といたしまして建設に係る工事請負費のほか、療育訓練や施設管理用の消耗品費、備品費等の予算を計上いたしてございます。

なお、6月9日開催の当委員会にてご意見がございました子ども総合支援センターの施設規模等の考え方について補足説明をさせていただきます。子ども総合支援センターの改築に当たりましては、平成17年度より全道の類似いたします15施設について視察を行いますとともに、これまで運営をした中で利用対象者が増加したことに対応できるスペースや機能などについて検討を重ねてきたところでございます。この結果、新しい施設につきましては、これらの視察の結果をもとに利用児童数の急激な増加や機能の拡充、また幼児ことばの教室を中央小学校から移転するなど、北見市の実情に照らし合わせて施設規模を計画してまいったところでございます。

平成21年度の利用児童数は254名で、ここ10年間で2倍以上に急増してございます。それによりまして、現在の施設の狭隘化が深刻になってきたところでございます。このことから、これまで午前中に週4回実施しておりました療育支援を週3回にし、また午後からの併行教室は週1回が月2回しか利用できないという状況になってございました。療育におきましては、小集団及び個別指導が基本でございまして、また保護者との面談も重要になっておりますことから、新しい施設におきましてはプライバシーに配慮した、またストレスが伴いづらい快適なスペースの確保に重点を置いたところでございます。このことにより、調整をしてきました利用回数も本来

の回数に戻していく計画でございます。

さきの委員会でも述べましたが、児童の発達障害は早期療育によって改善率が高まり、その後の成長に大きな影響がありますことから、施設機能に見合った人に優しい安心施設を目指して進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○（桜田委員長） 補足説明が了しましたので、保健福祉部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言を願います。

○（鑓水委員） 今説明をいただきましたけれども、建設事業債は100%合併特例債ですか。

○（赤間課長） 市債は合併特例債でございまして、全額合併特例債を使ってございます。充当率は95%で10万円単位にしてございます。

○（桜田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で保健福祉部の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

---

午前10時26分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域医療対策室所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（五十嵐室長） おはようございます。それでは、私から地域医療対策室が所管いたします補正予算についてご説明させていただきたいと存じます。

北見赤十字病院改築支援事業費についてでございますが、北見赤十字病院の改築事業につきましては現在日本赤十字社本社でプロポーザル方式で基本実施設計の発注準備が進められてございます。ことし8月中旬にこの契約を行うと伺っているところでご

ございますが、この設計委託費等に対する支援として補正予算を計上させていただいたところでございます。

北見赤十字病院の改築事業につきましては、国土交通省が所管いたします暮らしにぎわい再生事業補助金の対象事業にもなりますことから、今般国が5分の2、市が5分の2、北見赤十字病院が5分の1の負担となるものでございます。国からの補助金は、市を経由して北見市赤十字病院に補助されることになってございます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては担当主幹からご説明いたしますので、審議のほどよろしくお申し上げます。

○（穴田主幹） それでは、地域医療対策室が所管いたします平成22年度補正予算につきましてご説明させていただきます。補正予算説明書では、歳入が5ページ、歳出13ページでございます。

初めに、歳出からご説明させていただきます。資料1ページの3段目、北見赤十字病院改築支援事業からご説明させていただきます。資料2ページをごらん願いたいと思います。（1）の北見赤十字病院改築支援事業の補正内訳につきましては、それぞれ事業費の国、北見市、北見赤十字病院ごとの負担額を掲載しております。初めに、現年度分では調査費といたしまして、用地測量及び電波障害調査委託などに要する事業費2,593万5,000円の5分の2の金額でございます1,037万4,000円ずつを国と北見市が負担をいたしまして、残り518万7,000円を北見赤十字病院が負担することとなっております。

次に、設計委託費では、新病院及び南館と体育館などにかかわる基本計画、基本実施設計、工事管理の委託費の工期が平成22年から平成26年にわたることから、債務負担行為として計上させていただきました。平成22年度の設計委託費に要する事業費8,988万円の5分の2でございます3,595万2,000円ずつを国と北見市が負担し、北見赤十字病院が残りの1,797万6,000円を負担することとなります。

次の（2）の北見赤十字病院改築支援事業に関する補正予算額では、平成22年度の現年分として北見市と国の分を合わせた2,074万8,000円を北見赤十字病院の改築支援事業の補助金として補正させていただきました。債務負担行為分では、同じく北見市と国の分を合わせた7,190万4,000円を債務負担行為の当該年度分として北見赤十字病院の改築支援事業補助金として補正させていただいたところでございます。

なお、この改築支援事業の財源といたしましては、資料1ページをごらん願いたいと思います。歳入といたしまして、この事業の財源であります国土交通省の暮らしにぎわい再生事業補助金を充てることから、14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金の暮らしにぎわい再生事業補助金の北見赤十字病院改築支援事業費補助金として、平成22年度の同病院改築事業費の総額1億1,581万5,000円の5分の2の金額でございます4,632万6,000円を計上させていただきました。

次に、歳出の地域医療対策費では、地域医療フォーラムの開催に要する経費、医師確保に要する経費などを合わせまして118万円を補正させていただきました。

資料2段目の救急医療対策費では、北見市夜間急病センターの運営委託費といたしまして、平成22年度から医師報酬の時間単価の見直しと看護師などの医療スタッフの待遇改善を図ることと管理経費などの見直しなどに要する経費といたしまして2,010万9,000円を補正させていただいたところでございます。

私からは以上でございます。

○（桜田委員長） 補足説明が了しましたので、地域医療対策室を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言を願います。

○（熊谷委員） 確認なのですが、国の暮らしにぎわい再生事業補助金、これを今回の事業の財源に充てるということなのですが、この暮らしにぎわい再生事業補助金、全体の事業費の5分の2と

いうことですが、これは補助金を使うとなるとその5分の2と同じ額を地方自治体が負担しなければいけないという条件なのではないかということを確認したいと思います。

○（穴田主幹） 熊谷委員のご質問にお答えさせていただきます。

暮らしにぎわい再生事業補助金の負担率の関係の質問でございますが、暮らしにぎわい再生事業費補助金につきましては国が5分の2、北見市が5分の2、それから残りの5分の1が事業者であります北見赤十字病院が負担することになります。北見市は5分の2と北見市と国の分を合わせた金額5分の4の金額を北見市から北見赤十字病院の補助金として支出をいたしまして、それにかかわる補助金の2分の1が国から補助金として、暮らしにぎわい再生事業補助金として交付されることとなっております。

以上でございます。

○（熊谷委員） 今の話とはまた別なのですが、地域医療対策費の関係で医師確保だとか地域医療確保に要する経費というのを具体的に中身を教えてくださいませんか。

○（穴田主幹） 熊谷委員のご質問にお答えさせていただきます。

地域医療対策費の中の医師確保の内容でございますが、地域医療対策医師確保につきましては、今現在財団法人北海道医療振興財団の医師登録のホームページに登録するとか、それから北見市のホームページで医師登録をかけて医師の募集を行っているところでございます。今回上げさせていただきました補正予算につきましては、あくまでもこれからの医師確保に対する経費といたしましてはほとんど旅費ということで、これから地方の病院の先生方のところに私どもがお伺いしまして、いろいろお話をして内容を聞くということで、医師確保に要する経費としてはほとんど旅費ということで上げさせていただきます。

それから、地域医療確保に要する経費ということ

でございますが、これに関しては救急医療問題協議会を開催しておりますので、この部分は委員の報酬ということで計上させていただきました。

私からは以上です。

○（鎌水委員） この暮らしにぎわい再生事業という国の事業の趣旨を確認させてほしいのです。

それと、今の説明で設計に関する支援についても対象になるのだということなものですから、この再生事業の趣旨、後半にあると思うのだけれども、その趣旨を少し確認させてほしいのと、もう一つは北見赤十字病院の財政計画の中で当市経由で総額で19億6,000万円と。そのうちの今回の4億6,000万円余りということでしょうか、確認をさせていただきます。

以上です。

○（桜田委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（穴田主幹） 鎌水委員のご質問にお答えさせていただきます。暮らしにぎわい再生事業の趣旨ということと、それから今回の補助額は全体の補助額の事業費の中の内数なのかというご質問でございますが、まず暮らしにぎわい再生事業の趣旨といたしましては中心市街地の活性化、再生を図るという目的の事業で暮らしにぎわい再生事業を進めることとなっております。それで、今回この事業に該当するのは北見赤十字病院が中心市街地に位置するというのと、それから改築を行うということでまちの再生、にぎわいの回復につながるという観点で今回暮らしにぎわい再生事業を導入することになってございます。

それから、今回の改築支援事業費の総額は、現在では全体の事業費の内数ということで、総体の中の内数ということになってございます。



以上でございます。

○（鎌水委員） 今この事業の趣旨を伺いましたけれども、これはまさに中心市街地活性化の基本計画がまだ提出されていないうちのこれが対象事業なのだと、所管が違うから、これ以上言うつもりはありませんけれども、中心市街地活性化計画のうちの事業なのだと、そういう位置づけであるということを確認させてもらったところです。あとはまた所管が違うから、これ以上は言いません。わかりました。

○（五十嵐室長） 鎌水委員から、中心市街地活性化計画ということでありますが、私どもといたしましては昨年からは北海道と協議させていただいております。中心市街地活性化計画の所管は別なところで行っておりますけれども、その予定でいきますと今年度中には中心市街地活性化計画の認定を受けたいという、受ける前提で作業を進めているということでございます。我々も北海道とお話をさせていただいているのは、年度内に計画の認定を受ける、それを前提として進んでいるのであれば手続はよろしいですということで今手続を進めているところでございますので、その辺はよろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○（浦西委員） 前回の委員会で少し聞き漏らしたのですけれども、地域医療対策費の地域医療フォーラムの開催ということについてなのですが、これはどういう内容のフォーラムを予定しているのか。その辺の具体的なところ、ある程度煮詰まっているのであれば、教えていただきたいと思っております。

○（穴田主幹） 浦西委員のご質問にお答えさせていただきます。

地域医療フォーラムの具体的な内容についてのご質問でございますが、地域医療フォーラム、具体的に何をやるということは、まだ決定はしておりませんが、一昨年は北見赤十字病院、北見医師会と共催いたしまして紙芝居によるコンビニ受診だと

か、それから終末期医療を地域医療フォーラムという形で開催していただきました。本年につきましては、北見市ということで医療と市民だとか市町村だとか、そういうかかわりをどのような形で持っていくのか、そこら辺のところは医療に関してもう少し幅広く全国でやっている医療フォーラムを参考にしながら、医療と市とのかかわりだとか市民とのかかわりだとか、そういう本当の基本的なことをもう一回フォーラムしていきたいと考えてございます。まだ具体的なものは決まっておられませんけれども、決まり次第ご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○（桜田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で地域医療対策室の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時41分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので、付託議件6件を一括採決いたします。

お諮りいたします。本案は、いずれも原案のとおり可決並びに承認すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） ご異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも原案のとおり可決並びに承認するものと決定いたしました。

次に、委員会報告の文案については、正副委員長において作成の上、7月1日午前9時30分から委員の皆さんにお諮りしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦勞さまでした。

午前10時42分 閉 議

---